第二百二十二条の二第一項中「第二百十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた」を「次の各号に掲げる」に、「、差押えを受けた」を「、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二百十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体　差押えを受けた者

二　電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により提出させた記録媒体　電磁的記録提供命令を受けた者

第二百二十二条の三第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録（次項及び第六項において「物件」という。）」に改め、同条第二項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第五項中「前項の許可状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四項の許可状が書面である場合　同項の許可状を示すこと。

二　第四項の許可状が電磁的記録である場合　内閣府令で定めるところにより、同項の許可状に記録された事項及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る当該裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百二十二条の三第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは」を「第四項の許可状には」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「発付」に、「を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければ」を「その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

７　第四項の許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第二百二十二条の三第三項の次に次の二項を加える。

４　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、許可状を委員会職員に発しなければならない。

５　前項の許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二百二十二条の三を第二百二十二条の四とし、第二百二十二条の二の次に次の一条を加える。

（電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写）

第二百二十二条の三　委員会職員は、電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

２　第二百二十二条第二項の規定は、前項の規定による複写について準用する。

３　前項において準用する第二百二十二条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しない。

第二百二十四条第二項中「第二百十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第二百二十二条の三第二項」を「第二百二十二条の四第二項」に改める。

第二百二十六条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に、「記録命令付差押目録」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録」に改め、同条第二項中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改め、同条第三項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。

４　第一項の規定により電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検察官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供されたものとみなす。

附則第三条の三第三項第二号ホ中「同条第一項第五号ニ(1)」を「同条第一項第五号ハ(1)」に改め、同号ヘ中「第二十九条の四第一項第五号ホ(1)」を「第二十九条の四第一項第五号ニ(1)」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第三条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章の三　暗号資産
第一節　総則（第六十三条の二―第六十三条の七）
第二節　業務（第六十三条の八―第六十三条の十二）
第三節　監督（第六十三条の十三―第六十三条の十九）
第四節　雑則（第六十三条の十九の二―第六十三条の二十二）
第四章の四　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業
第一節　総則（第六十三条の二十二の二―第六十三条の二十二の九）
第二節　業務（第六十三条の二十二の十―第六十三条の二十二の十六）
第三節　監督（第六十三条の二十二の十七―第六十三条の二十二の二十五）
第四節　雑則（第六十三条の二十二の二十六―第六十三条の二十二の二十三）」

を

「第三章の三　電子決済手段サービス仲介業
一節　総則（第六十三条の二―第六十三条の九）
二節　業務（第六十三条の十―第六十三条の十五）
三節　監督（第六十三条の十六―第六十三条の二十二）
四節　雑則（第六十三条の二十二の二―第六十三条の二十二の四）」

に改める。

第一条中「、暗号資産の交換等」を削る。

第二条第十四項を次のように改める。

14　この法律において「電子決済手段サービス仲介業」とは、電子決済手段仲介行為（電子決済手段等取引業者以外の者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うことをいう。以下同じ。）を業として行うことをいう。

第二条第十五項から第十八項までを削り、同条第十九項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二十二の二」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十項中「外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「外国電子決済手段サービス仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二十二の二」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を」を「電子決済手段サービス仲介業を」に、「第十八項各号に掲げる行為のいずれか」を「電子決済手段仲介行為」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十一項を同条第十七項とし、同条第二十二項から第二十六項までを四項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十八項中「、」を「及び」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う電子決済手段仲介行為」を「電子決済手段サービス仲介業者が行う電子決済手段仲介行為」に改め、「及び暗号資産交換業務（暗号資産交換業者が行う第十五項各号に掲げる行為に係る業務及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う暗号資産仲介行為に係る業務をいう。第六十三条の十二第一項第一号において同じ。）」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十九項を同条第二十五項とし、同条第三十項から第三十四項までを四項ずつ繰り上げる。